

英国優生運動の統治レトリック(1)

重 森 臣 広

はじめに

- I. 英国優生運動—その歴史的評価の諸相
- II. 新中間階級の科学的改良運動
- III. 社会改革団体の噴出と優生運動 (以上本号)
- IV. 「残滓集団」—優生運動を生み出した問題圏と統治のレトリック

V. 救貧法の問題圏からの離脱

- VI. 家族手当をめぐるレトリック—ラズボーンとベヴァリッジ
- むすびにかえて

はじめに

「良き血筋を作る術」としての優生学が¹⁾、強制断種、人種および民族差別、そしてホロコーストなど人類史上、未曾有の不幸を生み出したことはよく知られている。今日のわれわれからみれば、優生学なる「科学」の疑似性は改めて検証するまでもない。しかし、国家や社会にとって望ましい集団の育成および望ましくない集団の排除は、統治権力の衝動であり、ことに理想国家論が希求しがちなトピックでもある²⁾。「繁殖」、「飼育」といった生物科学的なメタファーや「血統」といった自然主義の語法を多用する優生学は、それらの衝動やトピック構成の一形態であるが、そうしたメタファーや語法が政策過程に浮上するにいたった背景とはどのようなものだったのだろうか。政策過程に浮上したメタファー、語法は統治のレトリック構成する。レトリックは、聴衆を説得するための技法である。ならば優生運動のレトリックはいったい統治過程において何を説得しようとしたのか。あるいはその説得はどこまで成功したのか。優生学あるいは優生運動の視角は、先端医療技術の発展と普及に伴って、今日的な新しい争点を浮上させつつあるが³⁾、小論では20世紀への転換期および前半期において現われた英国優生運動の歴史過程に焦点を据えて、この点について論じてみたい。まず次節において、歴史現象としての英国優生学をめぐる最近の研究動向について整理をした上で、「科学」運動としての英国優生運動がその輪郭を明確にするプロセスを追跡し、この運動が生まれ、形成しようとした問題圏とその変化を明らかにしたい。

I. 英国優生運動—歴史的評価の諸相

英国優生運動の歴史的評価の見直しが進められている。優生学がナチスの強制断種政策、人種主義、ホロコーストに連鎖していった経緯が否定されるわけではないが、この運動の背景、運動そのものの複雑な構成が解明されるにつれて、ナチスへの単線的な発展経路を明らかにする研究とは別のアプローチが採用されるようになってきている。

シールの研究によると⁴⁾、強制断種手術へと傾斜していった米国の優生学とは対照的に、英国の優生運動は政策的にそうした強制措置を必ずしも支持せず、あくまでも説得と合意の手法から離脱しなかったことを重視し、そこに英国優生学の特質があるとされる。マイケル・フリーデンは、優生学それ自体の多元性を強調し、優生学が保守主義、右翼、排外主義のみならず広く中道左翼、左翼までを含めた政治的立場を包摂する運動であったことを明らかにした⁵⁾。一般に優生学は環境主義を否定し、遺伝因子の絶対的優位性を確信する立場をとるものと理解されているが、フリーデンは環境因子と遺伝因子にたいするウェイトが必ずしも一義的ではなかったことを重視し、教育、住宅、所得をはじめとする生活水準と生活環境の改善を優生政策の前提とみる改革的優生学の潮流が存在したと指摘する。さらに、左翼社会主義（マルクス主義とフェビアン主義）と優生学の関係を分析したダイアン・ポールの研究によると⁶⁾、優生学は右派と左派を横断する理論運動であったのであり、左翼優生思想は既存の階級社会ではなく機会の平等が保障された社会主

義社会、あるいは革命以後のソビエト社会に優生的選択メカニズムを実効化させる場を求めたとする。その意味で、左翼は優生学を打倒の対象ではなく、改善の方法とみたことになる。さらに、ダニエル・ピックの研究は、優生思想がヨーロッパ革命以後の「退化」への懸念と強い関係をもった思想運動であったことを明らかにした⁷⁾。これは、20世紀初頭の優生学をそれ以後の展開と関連づけて理解するのではなく、いわば優生学へ至る道を明らかにする試みである。ゴルトン、ピアソン、フィッシャーらの統計理論が優生学と内在的な関係をもつことを明らかにしたマッケンジーと優生教育協会・優生協会の未刊行資料による詳細な調査を行なったマズムダール⁸⁾は、1834年以後の英国社会政策にとって中心的な問題となるいわゆる「残滓集団 (the residuum)」問題にたいする自然主義的なアプローチとして優生学を位置づけるが、これも優生運動の修正主義による理解に属する。

英国の優生学には二つの側面がある。第一に、優生学は19世紀的な社会問題アプローチの20世紀初頭における残存形態の一つとみることができる。それは社会改良、道徳的改善のための戦略科学であり、徹底的な科学的自然主義の応用形態であった。プロフェッショナルな統計学者、バイオロジスト、メディカル・サイエンティストを構成員とするその運動は、科学的な客観性による改革戦略の正当化をもっとも直接的に進めた事例の一つでもある。理論と実践の葛藤なき融合といってもよいだろう。

第二に、優生運動は社会改良の手段として政府の政策介入を求めることにほとんど躊躇しなかったという意味で、19世紀的な改良主義とは一線を画する。血統表調査と統計理論に依拠した「遺伝の科学」の信憑性は大いに疑わしいものである。しかし、戦略的な改革科学としての優生学は19世紀の改革科学とは異質の科学主義でもあった。19世紀の改革科学はしばしばモラリズムとの葛藤に陥ったが、優生学はそうした葛藤とはほとんど無縁であった。科学的政策介入のプランと衝突すると想定されていたものは、せいぜい操作可能な変数としての「世論」であったにすぎない。

優生学は人間の条件の改善を指向した啓蒙主義的な科学運動でもあった。その啓蒙のユートピアとはいったいどのようなものだったのか。優生学はしばしば「飼育の思想」として揶揄されるが、彼らの社会戦略はそれほど空想的だったわけではない。家族、女性、教育、犯罪など、彼らに関心を示した問題群と彼らの問題の定義その

ものは、むしろ現実主義的である。扶養家族の所得税控除制度を主張しはじめたのは優生運動でもあった。この制度にたいしては、フェミニズムや平等主義による批判がないわけではない。しかし、今日、この制度そのものに違和感をおぼえる人はそう多くないであろう。優生学者は、所得税とリンクしたこの制度を「社会的不適者」の繁殖を抑止し、「社会的に望ましい血統」の出生率の向上をはかるものだと考えていた。われわれが違和感を覚えるのはこうした正当化理由であり、レトリックである。優生学者は女性の経済的自立を訴えた。経済的安定のためにされる結婚、その安定を維持するために継続せざるを得ない家庭生活は好ましくないと主張した。この主張に嫌悪感をもつ人もそう多くない。しかし、女性の自立が「社会的適者」と「社会的不適者」の選択メカニズムの正常な作動のためにこそ必要なのだと言われると、多くの人々は抵抗感をもつかもしれない。優生運動の全体をレトリックに解消することはできないが、この運動において、どのような目標がどのように語られたのかを明らかにしないかぎり、その理解と評価は不可能である。次節においては、英国優生運動の社会的コンテクストを踏まえながら、その政策提言を生みだした問題圏を明らかにしたい。

Ⅱ. 新中間階級と科学的改良運動

英国優生運動の社会的コンテクストの理解については、緩やかなコンセンサスがある。優生運動は英国の伝統的エリートの世界とも、また社会の産業化のプロセスで台頭したブルジョアの世界とも距離を置く新種の中産階級の社会活動を基盤としている。しかし、新種の中産階級による社会活動の歴史的な位置づけについては、一致した理解があるわけではない。

英国優生運動の社会的コンテクストの分析を最初に試みたのは、ファラルである⁹⁾。ファラルは、1908年から1920年までの英国優生教育協会 (British Eugenics Education Society、以下EESと略記) ならびに英国優生協会 (British Eugenics Society、以下ESと略記) の理事会メンバーの職業的背景を調査し、次のように結論づけている。第一に、草創期の優生運動に強くコミットしたメンバーには、DNB (Dictionary of National Biography) にエントリーされるほどの著名人が多く含まれていた。第二に、生物学と社会科学分野を中心とした大学人が3

分の2を占めていた。第三に、医学界、自然科学、人文の各分野のメンバーは少ないものの、理事会には医学界の関係者が「よく代表されていた」。構成員のなかに企業家や世襲貴族がきわめて少なかったこと、また、法曹や聖職者などの伝統的専門職も稀であったことから、優生運動一少なくともその指導的役割を果たした層についてみれば—は、科学的知識や専門的技術をもつ新種の「専門職中産階級」のラディカルな社会活動だったとファラルはみる。この社会活動のラディカリズムの特徴は、その目標を階層的な物質的利益の獲得以外のところに求めた点にある。「優生運動のメンバーたちは、社会内部における自分たちの地位の物質的な意味での向上を追求したのではなく、個人的な行動の革新を表明することに情緒的な満足を見いだした」とされる¹⁰⁾。

しかし、ファラルの調査では、理事会構成員の中に職業的・社会的背景が「不明」とされる者が48名含まれていた。マッケンジーは、ファラルの調査を受けて、1914年のES理事会に選出された41名の調査を行ない、一人を除くすべての構成員の職業的背景を確定した。それによると、この年に選出された理事は、大学教員・研究員11名、医師9名、法曹4名、政界人2名、大学人以外の科学者2名、作家2名、学校長1名、聖職者1名、その他8名、不明1名であった¹¹⁾。

マッケンジーもまた優生運動が新種の専門職中産階級を背景にしたものであることを認めるが、その特徴は「モダンな科学的専門職中産階級の運動」であるとした¹²⁾。シールはさらに生物科学がこの運動を支えた科学的知見の柱であり、専門職の中でも生物学者、統計学者、医師など何らかの意味で生物科学と関連性の強い専門職が運動の中心になったとみる¹³⁾。他方、これは優生思想の特徴から容易に推察できることだが、地方政府職員、中央政府職員、ソーシャルワーカーなど、どちらかという環境改善による社会改良のアプローチをとりがちが職業をもつ者は少ない。

こうした職業データをもとにした社会的コンテクストの分析には限界がある。EESの最初の会長は法律家(M. Crackanthorp)であったし、運動に強くコミットした聖職者インゲ(W.R. Inge)の役割は理事会の例外的存在として処理することはできないだろう。また、そもそもEES設立の起動力となったシビル・ゴットは専門職的背景をもたない女性である¹⁴⁾。シールが指摘するように、優生運動における医師のプレゼンスは大きかった。

しかし、英国医師会(British Medical Association)は優生運動を支持しなかったという事実もある¹⁵⁾。専門職中間層の運動であったことは、必ずしも特定の専門的知識や専門的職業の相対的な優位を意味するわけではない。

社会的コンテクストを明らかにするためには、その担い手とされる「専門職中間層」の意味を確定し、その「急進主義」と「社会活動」の方向性をさらに明確にする必要がある。中産階級のラディカルな社会活動としての優生運動は、ヘンリー・ブルーム以後の改革主義の伝統に連なるものだとする見方もある。これは、ある意味で運動の担い手を拡散させ、その急進主義の方向性も分散してしまう可能性がある。この点、マッケンジーの「モダンな専門職」の方が分析枠組としては有用であろう。彼らがどのような動機から優生運動に参加し、その運動を通じて獲得しようとしていたものが何なのかを明らかにする必要がある。

優生運動の政策提言は、大きくポジティブな提言(positive eugenics)とネガティブなそれ(negative eugenics)に分類されるが、こうした区分それ自体、運動参加者の動機と目標と表裏の関係にあった。

第一に、運動参加者の動機は非物質的な心理的充足感の達成にある一方で、運動が目標とした改革は決して中立公平な立場から提起されたものではない。優生思想には明確な「社会的性格」がある。1920年代から1930年代にかけてEESおよびESは、その活動方針の柱として所得税改革と結びついた家族手当制度の導入を訴え続けた。これには次のような背景がある。優生思想が人口統計に関して常に指摘するのは、階級間の出生率格差である。「適者」の出生率が低下する一方で、「不適者」が「自由に子供をもうける」傾向は、国家と国民の衰退をもたらすという懸念がそこにある。これはどう意味なのか。レオナルド・ダーウィンの指摘に顕著なように、「適者」は単純に社会的ヒエラルヒーの上層部分とされたわけではない。「適者」の資格は自前の所得能力に求められる。給与、貯蓄から発生する所得は「適者」の証であるが、世襲財産をもとにした不労所得はその限りではない。したがって、ダーウィンは相続財産にたいする課税率の引上げさえ主張することになる¹⁶⁾。所得税制への関心は、稼働能力を有する階層の間に広まりがちな重税感に発するものであり、所得税制と結びついた家族給付制度の提唱は、納税能力のない「不適者」ではなく「適者」にたいする選択的な給付によって、「適者」の出

生率の向上をめざすという含意があった。「フラットな給付制度」は「不適者」の「繁殖」を促進するだけに終わるからである。彼らの運動とイデオロギーは、稼得能力ある独立生活者を中心とした層の「利益」と無縁ではなかった¹⁷⁾。

第二に、専門職中間層はブルジョアとプロレタリアートの中間に位置する特殊な階級である。専門職中産階級の地位と威信を支えているものは知識であり、この知識は学校教育における成功によって与えられる。専門職の資格要件である知識は、競争的な学校・教育システム内で行なわれる業績評価に依存しているがゆえに、彼らはつねに階級の再生産の不安につきまといわれる。専門職中産階級が、子弟の教育と就職に異様な関心と執着をみせるのは、そうした不安感の現われである。専門職が提供するサービスに対する需要は、資本制社会の発展とともに大きく広がった。資本制社会は彼らのクライアント層を拡大するとともに、従来の伝統的エリートへの人格的依存から彼らを解放することで、彼らの間に職業的自尊心を育むことになる。しかし、重要なのは、彼らのサービスはそれ自体、資本制と直接的な関係を必ずしももたないことである。政治的スペクトルにおける彼らの位置は、社会主義を指向する左派的なものでもありうるし、逆に保守主義を指向する右派的なものでもありうる。しかし、いずれの政治的ポジションをとるのであれ、彼らには「認定された専門知識」もしくは「能力」を社会的階層秩序の基本要素とみる傾向がある。彼らは労働者階級とは異なり、成功の個人主義道徳を確信する。しかし、相続可能な資産をもたないがゆえに、世襲地主やビジネスマンとは異なって、「知識」だけが唯一の権威をの源泉である。彼らにとって、人生における成功は、競争試験の突破のメタファーによってもっとよく語られうる。優生学の創始者であるフランシス・ゴルトンに言わせると、「社会生活や職業生活は果てしなく続く試験」のようなものであって、「人は皆、他者からよい評価を得て、あれこれの職業で成功したいと願っている卒業間際の学生」のようなものである¹⁸⁾。

専門知識を社会的階層秩序の構成原理とみなすその社会観は、プロフェッショナルによる社会計画の賛美と容易に結びつく。「親たる資格 (parenthood)」の国家による選別を通じた積極的優生政策の発想はそこから生まれてくるものであり、専門職中間層の社会主義としてのフェビアン主義との接近の理由もここにある。シドニー・

ウェッブは1909年の王立救貧法問題調査会「少数派答申」の趣旨説明を『優生評論 (Eugenics Review)』に寄稿しているが、遺伝説に固執し、いかなる環境改善策をも認めない潮流に対して彼は痛烈な批判を浴びせ次のように言う。「優生学者としてわれわれがなさねばならないことは、注意深く環境を操作し、生き残った者が最高の資質をもつ存在となるように努力すること」である。しかし、同時に「知的障害者および退化した家系 (degenerate stock) の生殖については、公費をつかってでもこれを防止」しなければならない。彼が提唱するのは「隔離 (segregation)」であるが、少なくともこの趣旨説明からすると、「よい生まれの子供を両親の負担としないこと」を基本に据えた諸施策の集成が社会主義だということになる¹⁹⁾。いずれにせよ、過剰なまでの専門知識と教育を受けた専門人の賛美は、専門職中間層の再生産への懸念と表裏の関係にあった。

第三に、彼らの社会活動は労働者階級の再生産に強い関心と懸念を抱いていた。労働者力の再生産は資本制社会の再生産にとって不可欠の条件である。しかし、資本制社会は労働者の生存費および繁殖費を賃金として支払い、「種族」としての労働者階級の再生産=繁殖には配慮するものの、労働者個人個人の繁殖には関心を寄せない²⁰⁾。優生運動—あるいは慈善組織協会 (COS) など19世紀末に現われた中産階級の社会改良団体一般が—は、これとは根本的に異なった立場をとる。労働者階級の再生産はけっして彼ら自身の自己保存意欲と繁殖力に委ねておくことはできないと彼らは考える。健全な労働者階級の育成はこの時期の社会改良運動にとって、主要かつ緊急の課題だった。反優生運動の論客として知られるチェスタートン (G.C.Chesterton) が、優生思想を労働者を「家畜」のように取り扱う「飼育思想」だと論難したのはそのためである²¹⁾。優生運動は労働者一般を「飼育」する施設を構想したわけではない。彼らがやろうとしたことは、「依存的困窮者 (pauper)」、人口統計にすら現われない「残滓集団 (residuum)」といった社会問題集団をカテゴライズし、健全で強壮な労働者から隔離 (segregation) することだった。ここまでは、たとえばCOSの考え方も一致する。COSは慈善と援助の対象を自活の意志と人格をもつ困窮者に絞り、人格的破綻集団を救貧法の措置対象者としてカテゴライズし、救貧院への収容を推進した²²⁾。COSの分類根拠があくまでもモラルと意志の欠格にあったのにたいし、優

生運動のイデオロギーは、この分類基準を徹底した自然主義によって解釈しなおしたのである。「被保護対象者」、「過剰飲酒」、「性病」、「売春」、「犯罪」は道徳的欠陥を象徴するものではあるが、その原因はバイオロジカルな性格をもつ。救いようのない (helpless) 「残滓集団」は、彼らにとって自然的なカテゴリーに他ならない。自然的カテゴリーとしての「残滓集団」への対応は、自然的な手法によるのでなければならない。「隔離 (segregation)」による「繁殖抑止」—あるいは「合意による断種」—を中心とした消極的優生政策は、健全で強壮な労働者階級の再生産を視野にいたした提案であった。

このように、優生思想がとりうる二つの政策的方向性—積極的優生政策 (positive eugenics) と消極的優生政策 (negative eugenics)—は、それぞれ専門職中間層および社会の底辺部分の再生産戦略から生まれてきたものである。そして、この底辺層にたいする再生産戦略としての消極的優生政策が、「残滓集団」の「隔離」を軸にする部分で、COSなどの先行する運動と共通項をもち、道徳的改良と人道主義と通底する部分をもつ点も興味深い。というのも、通常は対立的に捉えられる優生思想と環境主義的改良がいずれも「社会制御」という基盤をもつことが浮き彫りになるからである²³⁾。

Ⅲ. 社会改革団体の噴出と優生運動

したがって、様々な政治的ポジション、イデオロギーを掲げながら登場した19世紀後半期の社会改革運動の諸潮流との関係で、優生運動を発生史の観点から理解することが必要である。主にマズムダールの調査に依拠しながら、EESならびにESの成立過程を整理し、「労働者の状態」問題をめぐる理論史的な脈の中に位置づけてみよう。こうした発生史的分析の中に登場する諸団体はいずれも「労働者の状態」にまつわる具体的な問題への対処を主眼として設立され活動した組織である。ファラル以後の研究は、いずれも優生運動の社会的コンテクストをEESならびにESの参加者と活動に限定してきた。しかし、EES発足の経緯からすると、こうしたアプローチはあまりにも狭い。EESの発足と他団体の交錯については、すでにハリデイ (R.J.Halliday) による研究があるが²⁴⁾、EESの成立は19世紀末の社会活動団体の興隆の延長線上に位置づけられる。

EESの発足は1907年であり、この種の団体としては

後発の部類に属する。ESSならびにESの成立と展開の歴史をみるうえで、重要なポイントは、道徳教育連盟 (Moral Education League 1898)、慈善組織協会 (COS 1869)、全英知的障害者保護協会 (National Association for the Care and Protection of Feeble Minded 1896)、飲酒癖研究協会 (Society for the Study of Inebriety 1884) などの社会改革諸団体との関係であり、ESSならびにESから派生した諸団体—英国社会衛生会議 (British Social Hygiene Council)、全英出生率委員会 (National Birth Rate Commission)、英国人口協会 (British Population Society) など—との関係である。ここで注目されるのは、先行諸団体についても派生団体についても、EESならびにESとのあいだに顕著なメンバーシップの重複をみることができるといえる点である。少なくともEESの発足当初までの段階では、いわゆる環境説と遺伝説との対立はそれほど顕著なものではなかった。少なくとも先行諸団体とEES・ESの間には、社会問題の定義において一定の共通性—健全な労働者と「残滓集団」の区別、後者の「隔離」—があった。社会改革の運動とイデオロギーが優生思想へ収斂しはじめるのは、1880年代以後のことである。

都市貧民の脱道徳化 (demoralization)、不節制、自尊心の消滅などは19世紀を通じて指摘されてきた問題である。また、個人ならびに宗教団体による無差別的な慈善給付が人格的責任感を稀薄にするなどの有害な結果を生むとの指摘は、長い救貧法論争史のなかで幾度となく繰り返されてきた。定職につくことのない「依存的困窮者」の存在は、主に道徳問題として理解されてきたのであり、セツルメント運動やCOSの活動もこうした課題意識から生まれたものである。これらの活動の特徴は、「貧民」—慈善的支援の対象者—の区分によく現れている。COSは慈善の対象を「一時的困難にあり、自活の意志と能力をもつ貧民」(いわゆる deserving poor) と「恒久的で信頼できない貧民」とに区分し、慈善の対象を前者に限定すべきであると主張した。後者については、救貧法とワークハウス、労働キャンプでの対処に委ねられる。教育不能な子供を収容する教護院と同じように、そこには「隔離」の思想—あるいはアブノーマライゼーションの思想—が投影されている。COSは中産階級が貧困層を理解し、その生活状態を科学的に解明し、自分たちとの間にある落差を説明する運動体であったといえることができる²⁵⁾。

社会改革団体は、運動のスタイルの面でもEESやESに先駆的な事例を提供した。道徳教育連盟(MEL)がその典型である。これは、宗教から独立した倫理的・人格的トレーニングの振興組織であり、「人格こそすべて(Character is everything)」のスローガンはモラリズムによる改革運動そのものである。MELは、1902年に「小学校道徳指導要領」(1913年には同第二要領)を作成し、学校教員の道徳教育サークルを組織化した。その会報はイングランド、ウェールズのすべての地方教育委員会に送付され、個人会員は7000人に及んだとされている。また教育省へのアプローチ、総選挙における候補者全員とのコンタクトなど、緻密な運動によって政策過程に接近していった²⁶⁾。また、1909年には国際道徳教育会議を開催するなど運動の国際化を図った点も注目される²⁷⁾。MELで活動していた優生学者は一時期、MELの改組によって優生道徳教育連盟(Eugenic and Moral Education League)を設立しようとしたことがある。じつは、ESSはこの構想が挫折したことで生まれた独立組織である。MELの内部には必ずしも優生思想に与しない構成員がいた。また、MELは「残滓集団」問題よりも、中産階級の道徳的リーダーシップに大きな関心を寄せる傾向があった。しかし、そのことはMEL内の優生思想にたいするシンパシーの欠如を意味しない。ジェームズ・スラフタの優生思想色の強い報告は好意的に受けとめられた。また、エティ・セイヤも1908年の道徳教育会議で「不適者」の分類と隔離の必要性について報告している²⁸⁾。

1880年代になると、社会ダーウィニズムの影響から、問題の定義に力点の移動と運動の収斂がみられるようになる。すなわち「退化(degeneration)」問題への移行である。「残滓集団」問題は、なお道徳問題であり続けたが、これを自然主義的に解釈する傾向が生まれてくる。

全英知的障害者保護協会(NAFM)は、メアリ・デンディとヒューム・ピンセット夫人の創設によるものであるが、この組織のねらいは「知能の劣る児童」を学校から「排除」し、閉鎖的な特別施設に「隔離」することであった²⁹⁾。二人の設立者はのちにEESに加入している。知的障害問題は「残滓集団」の自然主義的理解にとって適合的だった。それは意志の弱さと道徳の欠如—人為的な直接操作が難しい要因—が招くものではなく、自然主義的にアプローチ可能な病理とみなしうるからである。勤勉や自活と独立の意志は計測が難しいが、IQ運動の

展開をみるまでもなく、知能は計測可能な変数である。「残滓集団」問題は自然的事実であり、遺伝因子の作用(自然法則の作用)として取り扱うことのできる問題として定義しなおされた。NAFMは1908年の王立精神障害者管理問題調査会(Royal Commission on the Care and Control of the Feeble Minded)に委員を送り出した。この委員会の幹事はCOSのロック(C.S.Loch)であり、1909年の報告書はEESとの合同委員会によるものとされている。報告書の中で、厚生経済学者のピグーは、精神障害者にたいして1834年の劣等处遇原則を適用することは望ましくないとする一方で、精神障害者の施設収容による繁殖の抑止、「依存的貧困層」の抑制の可能性を指摘している。COSとEESの間には、依然として意見の違いがあった。COSは道徳的人格の欠陥と道徳的意志の欠如に注目し、EESはその根底に遺伝因子の問題があると主張しつづけた。しかし、改善手法としての隔離についてはコンセンサスがあった。1914年に精神障害者法が成立する。EESはこの法を「英国の社会立法の中で唯一、遺伝の原則を運用の柱としたもの」と高く評価し、法成立にたいするESSの貢献を強調した³⁰⁾。

「残滓集団」問題を病理的視点から定義する傾向は、飲酒癖や性病問題へのアプローチとともに広がっていく。1884年の飲酒癖研究協会(SSI)もEESの親団体の一つとみてよい。この協会の副会長をつとめたジェームズ・クリッチトン=ブラウンは、EESの初代会長をつとめた。また、SSI名誉幹事のケリーナック(T.N.Kelynack)はESのフェローになった。遺伝に関する著書のある外科医のリード、精神医学者のモット、医学博士のサリバンなどもフェローとなる。リードとモットは社会学会でのグルトンの報告(1904年)を聴いている。アルコール依存問題については、先行団体がある。1876年に設立された「習慣的飲酒者の治療と管理のための立法推進協会(Society for Promoting Legislation for the Control and Cure of Habitual Drunkards)」である。SSIはこれに医学的視点を加味した立法推進組織だった。発足にあたって、シャフツベリ卿はアルコール問題のみならず、スラムの住環境や衛生環境の改善に寄与することを期待すると語ったが、SSIの活動と関心はアルコール依存の病理的側面の研究と対策へ傾斜していった³¹⁾。

社会問題の病理学的定義は、1909年の王立救貧法調査会の「多数派答申」にもみることができる。この答申は、都市の貧困問題の要因として、(1)老齢、(2)定職

をもたない者の早婚と多産、(3) 犯罪履歴、(4) 性病、(5) (とくに女性の) 不節制、(6) 個人・団体による無差別の慈善給付、(7) 遺伝(依存的貧困層は二世代にわたって続き、一般に三世代目も依存的貧困層となる)を列挙している³²⁾。EESはこの答申がでると、すぐに学習会を開催した。EESは多数派答申にも少数派答申にも納得しなかった。ただ、クラッカソープはやや少数派答申に傾斜した態度をみせた。それは「依存的困窮」の「予防」を打ち出していたからである³³⁾。しかし、「予防」の手法は優生運動の全体には受け入れがたいものだった。それは、放置された児童、経済的失敗者などの「掘り起こし」と国家扶助を提唱していたからである。優生主義者に言わせれば、これらは依存的貧困層の真の原因をみていない。出産前の段階で伝達される欠陥が背後にあるはずである。その意味で、いずれの報告も貧困問題のバイオロジカルな要因—生殖細胞の異常—にまったくメスを入れていないとされた。

EESの設立者、参加者は複数の団体に重複加入していた。いずれの団体も、高い教育をうけた専門職や中産階級の思想と感情を表明する一つの複合体を構成していたとみることができる。EESもまたそのような複合体の一つとして1907年に設立され、その人脈と組織活動から他の団体を派生させていくことになった。優生思想、優生学を20世紀初頭に出現した思想、科学、運動の孤立した現象ではなく、19世紀後半期から20世紀初頭にかけて展開された社会改革運動の大きなうねりの中に生まれた現象だという点に留意する必要がある。次節においては改めてこれらの社会改革運動、したがってまた優生運動を生み出した問題圏を理論的に整理してみよう。(次号へ続く)

注

- 1) マーク・アダムズ(編著)『比較「優生学」史—独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』(佐藤雅彦訳、現代書館、1998年)
- 2) 「最もすぐれた男たちは最もすぐれた女たちと、できるだけしばしば交わらなければならないし、最も劣った男たちと最も劣った女たちは、その逆でなければならない」のであり、「一方から生まれた子供たちは育て、他方の子供たちは育ててはならない」。プラトンがこのトピックの導入部分で用いているのは「血統のよい動物」とその飼育・繁殖である(プラトン『国家・上巻』、藤沢令夫訳、岩波書店、1979年、458E-459E)。アリストテレスもまた「立法家は育てられる

者の身体が出来るだけ善くなるように、…先ず結婚のことに意を用いて、何時そしてどんな性質をもつ者が互いに結婚の交わりをしなければならないかを定めなければならない」とし、「育てられるべき者」についての合理的な推論にもとづく強制措置よりも「慣習」を重んずるべきだとしながらも、「生児を棄てるか育てるかということについて言うと、不具者は育ててならないという法律」が必要だという(アリストテレス『政治学』、山本光雄訳、岩波書店、1961年、1334b30-1335b20)。しかし、優生学者カール＝サンダーズによれば、総じて統治権力の衝動は人口規模に集中していたのであり、しかもマルサスおよび功利主義者によるその受容をのぞけば、人口規模の大きさが国力増進の基礎だと想定されていた。こうした趨勢を根本的に変更したのが1858年に出版されたダーウィンの『種の起源』だとされる。これ以後、人口規模ではなく人口の質とその向上が議論の中心に据えられるようになった。A.M. Carr-Saunders, *The Population Problem: A Study in Human Evolution*, Oxford: The Clarendon Press, 1922, ch.1.

- 3) 現代的な視点から優生思想を総括的にとりあげた研究としては、さしあたり次のものをあげておく。ステューブン・トロンプレイ『優生思想の歴史—生殖への権利』(藤田真利子訳、明石書店、2000年)。廣野善幸・市野川容孝・林真理編『生命科学の近現代史』(勁草書房、2002年)。
- 4) G.P. Searle, *Eugenics and Politics in Britain*, Leyden, 1976.
- 5) Michael Freedon, "Eugenics and Progressive Thought: A Study in Ideological Affinity", in *Historical Journal*, vol.22, no.3, 1979
- 6) Dian Paul, "Eugenics and the Left", in *Journal of the History of Ideas*, 1984.
- 7) Daniel Pick, *Faces of degeneration: A European disorder, c.1848-1918*, Cambridge, 1989.
- 8) Pauline M.H. Mazumdar, *Eugenics, Human Genetics and Human Failings: The Eugenics Society, its Sources and its Critics in Britain*, London: Routledge, 1992.
- 9) L.A.Farrall の学位論文 ('The Origin and Growth of the British eugenics movement 1865-1925', dissertation, University of Indiana, 1970)。Cited in Mackenzie, *Statistics in Britain, 1865-1930: The Social Construction of Scientific Knowledge*, Edinburgh, 1981, pp.22-24; Mazumdar, p.8.
- 10) Farrall 1970, 293: cited in Mackenzie, 24.
- 11) Mackenzie, pp.8-9.
- 12) Mackenzie, p.10.
- 13) G.R. Searle, *Eugenics and Politics in Britain, 1900-1914*, Leyden: NoordhoffInternational Publishing, 1976, ch.1.
- 14) マズムダールによると、シビル・ゴット (b.1887) は、ゴルトンの著作を読んで啓発され、優生思想の教育を促進する団体の設立を望むようになった。彼女は最初に社会学会と接

- 触した。当時、社会学会の幹事をつとめていたジェームズ・スラフタは、彼女をゴルトンの友人である法律家モンターギュ・クラッカソープに紹介し、クラッカソープを介してゴルトンに会ったとされる。ゴルトンは彼女の熱意に動かされ、ESSの発足へ向けて動きだしたというのが優生教育協会発足のストーリーである。ゴットは1922年までESの事務局で活動を続けた。この年、ESの活動をやめたのは、他団体での活動が多忙をきわめたからである。彼女は、性病撲滅運動に携わり、社会衛生会議の運営を行なうとともに、全英性病防止会議と全英性病予防協会の合同に関係していた。1917年に彼女はネヴィル・ロルフと再婚し、ネヴィル・ロルフ夫人を名のようになる。なお、彼女の父親であるサー・セシル・バーニー（海軍将官）についてはDNBにエントリがあるが、ゴットについての記述はない。Mazumdar, pp.7-9.
- 15) Mazumdar, p.9.
- 16) Searle, p.129.
- 17) 優生運動にみられる世襲エリートにたいする見解は必ずしも一義的ではなかった。ピアソンは、世襲の貴族院が必ずしも優生的に望ましい集団を代表するものではないと主張した。貴族院は「単なる金権主義」、「政治的失敗」、「優秀な血統を基礎づけ維持するための労苦を引き受けようとはしない人々」の象徴である (Mackenzie, p.25)。これにたいして、ウェザム (W.C.D.Whetham) は世襲エリートの家系の優生的意義を強調する (Whetham, 'Eugenics and Politics', *Eugenics Review*, vol.2, 1910-11)。
- 18) Francis Galton, *Hereditary Genius: An Inquiry into its Laws and Consequences*, London: Macmillan, 1914 [originally published in 1869], pp.9-10. 優生思想の社会イメージには、学校と試験の関門を突破することに成功した経験をもつ集団の社会体験が強く投影されている。Mackenzie, p.31.
- 19) Sydney Webb, 'Eugenics and the Poor Law: the Minority Report', *Eugenics Review*, vol.2, 1910-11, pp.237-238. Searle, pp.86-87; Mazumdar, p.45.
- 20) カール・マルクス『賃労働と資本』（長谷川文雄訳、岩波書店、1935年）、55-56頁。
- 21) Searle, p.3.
- 22) 拙稿「救貧法制の動揺とワークフェアの構想—就労支援の三つの戦術」（宮本太郎編『福祉国家再編の政治』講座「福祉国家のゆくえ」第1巻、ミネルヴァ書房、2002年）を参照。
- 23) A.P. Donajrodzky, "'Social Police" and the Bureaucratic Elite: A Vision of Order in the Age of Reform', in A.P. Donajrodzky (ed.), *Social Control in Nineteenth Century Britain*, Totowa, New Jersey: Rowman and Littlefield, 1977. 積極的優生政策と消極的優生政策を、20世紀初頭の人口論争を媒介する鍵概念として整理したものにフリーデンの研究がある。Michael Freeden, 'Biological and Evolutionary Roots of the New Liberalism in England', *Political Theory*, 1976. フリーデンは、ネオマルサス主義によるパースコントロールの主張と反マルサス主義による家族給付政策の提案が、出生率格差の概念を媒介にして優生運動によって融合させられたと解釈する。
- 24) これは、社会学会の設立を促したソシオロジーの三つの潮流—都市社会学 (civic sociology)、民族社会学 (race sociology)、倫理的社会学 (ethic sociology) —の協調と離合の関係を分析したものである。ただし、各潮流のアプローチの特性とこれらを生みだした背景については言及があるものの、これらの関係はあくまでもディシプリンとしての社会学内部の関係として分析されているにすぎず、最終的に倫理的社会主義が英国社会学の正統の位置を確保する経緯が示唆されているにすぎない。COSの活動から生まれた倫理的社会学は、もっぱらソーシャルワーカーの人道主義的実務教育を基本に据えていたことが指摘されるが、それは優生運動を背景にした民族社会学とは徹底的に異なるものとみなされる。R.J. Halliday, 'The Sociological Movement, The Sociological Society and the Genesis of Academic Sociology in Britain', *Sociological Review*, vol.16, 1968.
- 25) COSの慈善的救助の理念をもっとも簡潔に表明したものとして、J.R. Holland, 'The Principles of Charitable Relief', *Charity Organisation Reporter*, No.11 (March 27) がある。それによると「私的チャリティは予防的に運用されなければならない。その目標は依存困窮 (pauperism) の水際に位置する人々の依存生活への移行を阻止することではなければならない、その黙的は救助対象者の恒久的な善をもたらすことではなければならない」(p.62)。COSによる貧民の分類カテゴリーの変遷については、Charles Loch Mowat, *The Charity Organisation Society 1869-1913: Its Idea and Work*, London: Methuen, 1961, p.37を参照。「援助不可能層 (unhappable)」もしくは「援助が有益でありそうにない層 (not likely to be benefit)」に対する警察的処遇については、以下を参照。Judith Fido, 'The Charity Organisation Society and Social Case Work in London 1869-1900', in Donajrodzky 1977, pp.207-230; Gertrude Himmelfarb, *Poverty and Compassion: The Moral Imagination of the Late Victorian*, New York: Vintage, 1991.
- 26) Mazumdar, pp.24.
- 27) Mazumdar, p.25.
- 28) Mazumdar, pp.27-29.
- 29) Mazumdar, p.22.
- 30) Mazumdar, p.23-25. 1914年法成立をめぐる政治過程については以下を参照。Mathew Thomson, *The Problem of Mental Deficiency: Eugenics, Democracy and Social Policy in Britain c.1870-1959*, Oxford: Clarendon Press, 1998.
- 31) Mazumdar, p.30.
- 32) *Majority Report* (Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress, vol.1, London: HMSO, 1909), para.529; Mazumdar, p.20.
- 33) Mazumdar, p.22.